

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和
二年八月十九日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第五号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の見出し中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「理由を」の下に「証明する書類を」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。